

婦人生物学研究会

第六八回例会（一九七六・五・二二）

生物学からみた男と女

池上順子

「男と女」（東京大学出版会）のⅦおよびⅧを参考にしながら、男性と女性は、生物学的にみて、どこがどのように違うかを整理してみた。

「男のからだ・女のからだ」

一般に生物学では、生物の形態と機能は密切な関連をもち、形態はその機能を果たすために、もつとも適した形態に進化してきているものと考えられている。生物としての人間の男女において、生殖機能に差異があるとしても、それ以外の形態、機能、さらに、質といいう点でどのような差異がみられるだろうか。

一、形態からみた男女差

(一) 体格

身長・体重における性差は年代によつて異なり、十一・二才のころ一時的に逆転するが、それ以外の年代では常に男性の方が高い値を示す。また、この性差は、時代によつて変化し、縮少の傾向がみ

られる。これは、女性に対する社会通念の変化を反映しているものと考えられる。

(二) 体型

外型上の男女のからだの相違は、主として性ホルモンによっておこされるが、乳房、喉頭、胴体と四肢のバランス、肩幅、腰の型（骨盤の形態のちがいによる）、皮下脂肪および筋肉の量などにみられる。

二、機能上での男女差

(一) 行動体力

筋力、持久力、敏捷性、瞬発力、柔軟性などであるが、柔軟性以外は男性がすぐれている。

(二) 運動能力（行動体力の総合的発現）

運動能力における男女差は明白であるが、神経性の機能には性差があまりない。行動体力や運動能力における性差は、体格・筋肉の量によるものと考えられる。

(三) 知的能力

脳の重さは、男性の方が重いが、体重に対する比をとると、女性の方が重い。しかし、脳の行動と機能には男女差はみられない。また、知能テストでは明白な性差はみられない。

第36号

1976年9月10日

* 生物学からみた男と女 池上順子
* 婦人の老後保障 岩見恭子

三、質という点での男女差

罹病率および病気による死亡率は女性の方が低い。しかし、この性差には、行動上の差や社会生活上の差が存在するものと思われる。著者は、「性差は本質的なものではないと考えるが、もしあるとすれば、社会的背景の影響であろう。」と結んでいる。

「性分化のしくみ」

男女の生物的差異は、いつ、どのような機序で起こつてくるのであろうか。人間における性分化は、受精時にはじまり、ついで胎生期において性腺（生殖腺）の分化ならびに性器の分化がおこり、さらに、思春期における第二次性徵の発現へと進行する。

一、遺伝的な性の分化

人間における男女の性別は、受精のとき、性染色体の組み合わせ

によって決定する。すなわち、男性はXY、女性はXXという染色

体をもつていて、受精によって性染色体の組み合わせが決まると、あとは連鎖的に一定の方向に、男なら男、女なら女の方向へと性の分化が進む。

二、性腺の分化

性腺の原基から性腺の分化がはじまるが、性腺の原基には皮質と髓質があり、皮質が発達すれば卵巣に、髓質が発達すれば精巣になる。この性腺の分化の方向を決めるのは、Y染色体であると考えられている。

三、性器の分化

(一) 内性器の分化

内性器原基は、男女それぞれ一対づつ存在し、一方が発育して他方が退化するというしくみになつていて、男性内性器原基であるウ

オルフ氏管は、男性内性器、すなわち、精巣上体、精管および性のう腺に分化する。一方、女性内性器原基のミュラー氏管は、女性内性器、すなわち、子宮、卵管に分化する。内性器の分化の方向は、男性ホルモンの有無、すなわち、精巣の有無によつて決まると考えられている。

(二) 外性器の分化

外性器の分化は、男女共通の外性器原基がそれぞれの方向に発達して完成される。外性器原基は女性型に近く、分化の方向は男性ホルモンの作用によつて決まり、未分化の外性器原基は男性ホルモンが存在すれば、男性の外性器、すなわち、陰茎ならびに陰のうができる。もし男性ホルモンの影響がなければ、自動的に女性の外性器、すなわち、陰核、陰唇ならびに膣ができる。

四、第二次性徵の発現

思春期には性腺が発達し、性ホルモンを分泌し、生殖細胞をつくるようになる。従つて、性ホルモンの作用により、からだの発育や性器の急激な成長が起こり、生殖能力が出てくる。

参考文献

「男と女」（東京大学出版会）

「男と女とその関係」山口圭一（啓隆閣）

その他

最後に私見を述べるならば、以上のように、生殖機能において男女に差異があるのは明白であるが、この生物学的な差異を社会的役割にまで拡張し、固定化するところに問題があると思う。「人間らしさ」とは高度に発達した脳の存在によるものであり、その点では男女間に明白な差異はみとめられない。つまり社会的歴史的につく

られてきた男女の役割分担は、生殖機能レベルで考えられており、最も「人間らしさ」を示す脳のレベルで考えられているのではないものと思う。

討論

男と女とは本来ちがうのだ、だからこうだああだといふキメツケ論に、志ある女性たちはどんなに業を煮やしてきただろうか。劣位的なものを本来女は肉体的に持ち、それ故に低位に甘んじなければならないのか。あるいはホルモンがどうとかこうとかの故に、男の浮気は許されねばならぬのか。

そんなモヤモヤをふっとばせるかも、という意味で今日の研究会は大いに興味があった。きっちとした生物学的説明だけでかなり時

間がかかり、そしてみなが常日頃持っている疑問を爆発的に討論時に出したもので、いささか論が散発的になり、はつきり收拾がつかないままに、とにかくおもしろく時間は終ってしまった。ひとえに司会者が悪かったと反省しつつ、とにかく話題を羅列してみる。

一、いわゆる方向音痴、これは女に多いとされ、何かというとこの訴えに対し、もちろん「歯が比較的悪くならぬ方法」的な答えはどうしようもないのであって、いわば女性史的前進でその空しさのようなものを埋めてゆかねばならないのであろう。

二、「だから女は」の論理に使われるが、男女差があるのだろうか。この問題提起にはフンフンとうなづく人も多く、大なり小なり経験者が多いようであったが、池上さんからは、個体差はあっても、それは男女にふりわけられるものではない。むしろ訓練の問題であるとはつきり答えがあり一同安心。つまり、女はいつもくつついてゆき、みずからが責任をもつて判断するという位置にないことが、そう錯

覚される結果を生んだのだということであった。もちろんそれは遺伝するような傾向ではない。一種の役割分担がそういう思いあやまりをさせたのである。

二、こどもを生むことの問題

経験者が、しみじみとこどもを生むことの問題について語り、一同身につまされて聞いた。こどもを生んだあと、母体は何としても損傷される。歯がひどくやられることがこたえることの一一番具体的なあらわれであるが、非常に空しい感じがする。絶対に男にはないこの欠落感がどうにもならない。このことであった。まさしくそれは事実であろうから、それが「女はダメ、しょせんこどもを生むだけせいいっぱい」になるか、あるいはいつそこどもを生むまいといふ意志を一般的なものにするのか、いずれにしろ物悲しい結果を生み出すのではほんとうに女として困ってしまう。

この訴えに対する、もちろん「歯が比較的悪くならぬ方法」的な答えはどうしようもないのであって、いわば女性史的前進でその空しさのようなものを埋めてゆかねばならないのであろう。

三、その他、男の子と女の子を育ててみて、どうも男の子の方がものごとを根本的に理論的に理解してゆくのに、女の子の方はそうでない、うわづらをなでてうまくこなしてゆくにすぎないようだとの発言もあったが、それとも、一つには個体差であるものを、男女差に無理にくわけているのではないか、あるいは、そうした方が社会的には女らしいとされる。ある種の社会要求が女の子にも反映しているのではなかろうかとのことであった。

討論中にも池上さんがくりかえし強調したのは、たまたま個体

差を、男女差と簡単におきかえてしまうのがこれまでの世の中、まちがつてもこのような論理を許してはならぬということであった。

司会者も、そして参会者も、そのことはほんとうにそうだとしみじみ思つた（寿岳注、女が失策をしでかした時、必ずといってよいほどだから女はダメとか、やはり女のひとは、という発想が九分九厘までまかり通つてゐる。それに反して男が失策をした時、○○はダメという個体評価なのであって、絶対に「男はダメ」とか「やはり男は能力がない」という捉え方はされない。こんな非論理的なのはなしはないではないか。ロッキード疑惑で、だから男はダメという論理はかなりな正当性をもつて、多くの女性が既に語つてゐるが、つきつめれば、その男の悪さも歴史的・社会的にそうなつてゐるのであって、決して男の本質ではあるまい。もしそうであれば大へんなことになり、それでは男がかわいそうすぎる。）

四、それでも女の哲学者にあまりすぐれた人がいないのは、少なくてもやはり知的能力の劣性を物語るのでは、という意見に対しても、皆で次のことを確認した。

指揮者、哲学者に女が数少ないのは、一つにはそういう世界に進む女性が本来きわめて少数であるからである。偉大な一人の人物が出るには、無数のつみ重ねが必要である。何万の指揮を志す男たちから、カラヤンが出てくる。その何万はほとんど男である。哲学の方面も同様であると同時に、ことに哲学の問題は、「女の存在」を基盤にした哲学ではなく、「男の存在」を基盤にして哲学が存在しているというハンディを有するにおいておやである。「えらい人」がないということを、簡単に男女の優劣論に結びつけるのは短絡的である。

四、女はこどもを生む。だからといって、こどもを生むことだけを強調するとおかしくなる。そして、授乳というような行為はなるほど女の能力であるが、育児そのものは女性に限られるものではあるまい——こどもを生む女の力が限定的にはたらいたのでは困るということである。

その他、オリンピックを控えて、セックスチェックの話も出た。あるいは競馬の牝馬、牡馬の例も出た。男はタテの集まりを作りがちになり、女はヨコの集まりを作るという話も興味をひいた。そして、要するに脳の構造は男女とも何ら変らぬ以上、かりに力が女が弱いといつても、優劣論に結びつくことはあつていいはずがない。それは男と女の個体性であるにすぎない。逆に女の力は耐久力とかその他の点でいくらでもすぐれているところがある等とも語りあわれた。

それにしても、今日のような討議を男性がするであろうか。しかし、女はせねばならぬ。それがきびしい現実である。このことが身にしみる日であった。

（出席者　一四名　寿岳記）

婦人の老後保障

岩見恭子

所得保障の支柱であり、老後生活の拠り所でもある年金をはじめとして、わが国の社会保障の水準は、国際的にみて低位にあるといつてよいであろう。なかでも、婦人に対するそれは婦人の経済・社会的地位を反映して、一そう低水準に位置する。すなわち、婦人の雇用労働者数の増大が、常雇の増加というよりも景気の安全弁としての主婦によるパート就労の増加によつてもたらされたものであるという事実を背景にして、婦人労働者のおかれている労働条件は低劣である。

婦人の平均賃金が男子の五〇%余にすぎないことが示す男女差別賃金の存在、若年定年制や結婚・出産退職制の存在などは、婦人の労働が結婚前の腰かけ乃至家計補助的労働であることに対応しているというよりも、むしろ、それらの低劣な労働条件が婦人の短期間就労を促しているといえないだろうか。加えて、婦人が家事担当者として位置づけられているために、家事、育児などをめぐる社会的サービスの不充足が、働きつづけることを困難にしている。妊娠や出産などを契機とする退職には、これが要因となり、さらに労働密度や若年定年制などが拍車をかける例も多い。家庭内に病人、老人、重度障害児者など日常生活上の介護を要する家族が居るときもまた

同様である。しかも、一旦やめると常雇としての再就職は困難になる。そうして、創出されたのが学卒後の短期就労→家庭→パートのパターンであり、そこでは婦人は家計補助的労働者、あるいは被扶養者として従属的地位につくことになる。

ところで、労働の内容が年金の水準を規定するから、婦人労働にみたその従属的地位は年金給付水準にも貫かれているであろう。そこで、わが国の年金制度上における婦人の地位を、以下の三類型にわけて考えてみたい。(1)働いている婦人、(2)夫の被扶養者である婦人、(3)夫と別れた婦人。

まず①の場合、厚生年金など職域年金の老齢年金額は就労期間中の賃金水準を基礎にして算出するしくみになつていて、保険料の拠出能力の高い者が相対的に高い年金を受給する。いわゆる受益者負担主義の貫徹である。したがつて、男女差別賃金のもとにある婦人の年金額は低位にとどまらざるをえない。このことは、働きつづける独身婦人、とりわけ老齢期に近づきつつある戦中派のひとり暮らし婦人にとつて、その老後生活が厳しいことを示唆する。さらに、婦人が働きつづけることが困難な条件や主婦のパート就労の増大に対応して看過できない問題がある。その一つは脱退手当金である。本来は加入期間不足のために老齢年金受給資格の生じない者への救済措置であるが、婦人に関しては特例がある。二年以上被保険者であった者はこれの受給を選択できるが、その結果はそれまでの加入期間が消去されて、それ以降に加入する年金に接続しないことになる。短期就労後、夫の被扶養者になることを前提にした制度であろうが、妻の国民年金への任意加入、あるいは通算年金制度のもとで多くの矛盾を産み出している。もう一つの問題は、パート就

労ではその不安定な雇用上の地位、夫の被扶養者であるという地位と零細な店舗などへの就労とがあいまって、職域年金から排除される例も多い。なお、一般男子より低い保険料率、短い老齢年金受給資格期間および低い支給開始年齢が、婦人への優遇措置であるといわれるが、それは若年短期就労の故に年金受給資格をうる婦人が少ないと、いう実態の投影にすぎない。結局、年金制度上の働く婦人の地位はあくまでも家計補助的労働者のそれにすぎず、したがって、婦人が独立して生活を営むことは想定されていない。そこに、婦人をめぐる労働問題の重みを見ることができよう。

つぎに②の場合をみると、ここでは職域年金における老齢年金上の妻の地位は、賃金における扶養家族としての扱いの延長線上に位置する。つまり、夫である被保険者本人に対する老齢年金額に、配偶者加算として月額六千円の妻への加給額が付加されるのみである。被保険者である夫の生活保障としての年金額に妻のそれが包摂されているのである。それは、個々の独立した人格に対するものとして生活保障を考えるのでなく、一つの家族単位として把握するものであり、妻に固有な年金権は存在しないのである。したがって、被扶養者の場合には婦人の従属的地位は一そろはつきりする。ここでは死別と生別にわけて考えねばならない。前者では夫に老齢年金あるいは通算老齢年金の受給資格があるときには、妻は、遺族年金、通算遺族年金を受給できる。ただし、あとのものは七年改正で創設されたものである。年金額は夫の基本年金額の二分の一に加給年金額をえたものが従来のものであった。これはイギリスなどでは单身の被保険者並みの年金額であるのに比して、あまりに低水準なのである。それもあって七年改正にさして、基本年金額の七割への増額が検討されたが、結局は寡婦加算制度を創設して六〇歳以上の者には二千円を加算するという改正にとどまった。

妻の年金権が存しないところでは、残された者の生存権は年金制度のもとでは保障されないのであろうか。女の平均寿命は男のそれよりも長く、結婚年齢に男女差があるのが通例だったことからみても、残された妻の年金が提起する問題は重い。妻に年金権が固着していないことは、生別の場合により明確化する。職域年金加入の夫の被扶養者としての権利は生別によって失われるから、その後に就職して被保険者になるにしても、国民年金に加入するにしても、その時点から新規に出発するのであるから、拠出期間のうえで極めて不利

もと賃金水準の低いわが国の年金は、絶対的にも夫婦の生活を維持することはむずかしいのである。以上のような家族単位に立脚した、つまり、妻の年金権の存在しない年金制度の矛盾を緩和するものとして、妻の国民年金への任意加入の道がひらかれている。しかし、強制ではなく任意であること、夫の職域年金と妻の国民年金と二重の拠出になることなどから、基本的な意味での問題解決にはなっていない。

である。しかも、一定年齢以上で離別すれば国民年金加入の利益を失い、七〇歳の老齢福祉年金をまつより他はない。被扶養者であつた時期での国民年金任意加入が消極的自衛策にはなるであろうが、職をもたない婦人は老後の生活を考えるとき離婚も自由にならない。生別を道徳的にとらえようとする家族制度的社会規範の残滓が、このような不利益を年金に付与するのであろうか。

以上に概観したように、婦人の老後生活の基盤は脆弱である。そのうえに、他の社会保障的施策・サービスや公共的施策などの利用についてもまた婦人は不利であるが、この点については割愛したい。このような社会保障制度の実態を正確に把握し、その拡充の方向を見出すことが今後の課題であろう。

討 論

(一) 離婚後の妻の年金上の地位と再婚した妻の地位について、また妻の財産相続について

再婚した妻は夫の先妻の年金上の権利をひきつぐのだろうかという質問に対しても、そもそも年金権は被保険者である夫に専属する権利であり、受給権が発生した時点で妻の地位にある人に遺族年金

や妻の加算がつくということである。妻自身の権利としてあるのではない。妻個人の権利が認められるのは国民年金しかない。

年金のつく男性には再婚話も多いという話だが、このような形で自分の老後を保障しているとみることもできる。夫の死亡による遺産相続についても、妻に全部くるのではなく三分の二は子供にいく

という規定の考え方は年金の場合とも共通で、基本的に子供や夫から扶養される存在として女が考えられていることを示している。家族法と社会保障のそれぞれの婦人の不利な地位が規定されており、それらが相互に妙な関連で依存しあっているということであった。

(二) 婦人の低賃金と低生活保障について

わが国の婚姻制度のもとでは、妻としてつとめあげて老齢に達し、死別した人については遺族年金等によって一応制度的に保障することになつてゐるが、若年で死別また生別した場合の生活保障は全く不十分である。保護を受けながら夜の仕事につく若年母子世帯の生活の歪みについて母子相談員から実態が話された。夜の仕事は労基行政でも把握しきれていない悪条件の場合も多いという。婚前に働いていても年金を退職一時金として結婚資金に使つてしまい、通算年金制度のことも知らず、母子世帯となつてからの不安定就労では厚生年金もかけておらず、国民年金に入ることもしていない人が制度の谷間にもれています。母子世帯にとって①雇用と賃金の保障②年金の保障③保育所がまず求められているが、このいずれもが極めて不十分である。母子相談員という苦労な生活を続けられている人自身が囑託身分による低賃金と役所の仕事に關係しながら有利な共済保険に入れないという低生活保障におかれている。それ自体問題である。

(三) 受益者負担・高福祉高負担と福祉教育について

それでは自分は保険の掛け金を多くしているから、それだけ多くもらつて当然という考え方をしがちであるがそれでよいのだろうかといふ発言があった。そこに受益者負担の考えが入りこみ、高福祉には高負担という宣伝にのせられる素地がある。年金には積立方式と

賦課方式があるということについても、人口の老齢化等について統計的にうまく説明されると、何故わが国が積立方式に固執しているのかということについてどこか変だと思いながらもうなずいてしまう。また積立方式の場合、自分の老後は将来のことであり具体的な年金制度について関心の薄い人が多い。また職場で高齢者の退職問題が出ても、自分の問題として受けとめられない人が多い。それらは結局、われわれが老後の問題や年金の問題そして社会保障のことを今まで一度も教えられたことがないことからくるということになった。小学校からの福祉教育が是非必要だということになつた。

四 女性の地位・権利・自由と社会保障

われわれ中年の女性は（会場には勿論若い方が少くないが）これまでの嫁としての苦労と、自分の老後の不安とでぐちっぽくなっている。年齢的にみても親の老後の世話を体験している世代であり、それぞれ自分の問題として切実に話が出た。

まず自分の老後は、と考えるととも子供の世話になるわけにもいかない。夫の老後はみるとどうしても残された自分の老後をだれがみてくれるのだろうかということである。軽費老人ホームというの

ちょっとよさそうだが、きいてみると普通の共稼ぎ世帯の中には驚くほど高くて入れそうにもない。それでは養護老人ホームへでもと考へて調べてみると今度は上限に所得制限があつたり、要件が厳しくて、一定の水準以下でないとこれも入れないといふうに宙ぶらりんである。制度の谷間にあらこのような人がむしろ圧倒的多数である。ある老人ホームで働いている人達に自分の老後について聞いたところ、男の指導員は自らの老後は家庭でと希望したが、寮母さんは現状の老人ホームの欠点を十分承知していてもなお

（女である）自分たちはやはり老後はここへくる以外にないといつたという。そうなるとわれわれとしても年金を多くして老人ホームのよいのをつくる以外に自分の老後を保障するものはないようだとかし他方、父子家庭は保育所へ優先的に入れてもらえるし、介護を要するようになつた老親を老人ホームへ入れたいという男性については世間は同情と理解を示すのだが、女がいてそれをしようとする世間の非難は女に、嫁に集中する。男は働くことが当然とされているのに女は介護をするのが当然と考えられ、仕事をやめることをせまられる。最近地域福祉ということがよくいわれるが、その地域を構成している家庭のイメージは果して未来の「家」のあり方を展望したものであろうか。ソヴェトに滞在された人の経験からの話でもまず十分な施設（老人ホーム等）をちゃんと整備し、自分の年金でもつて誰でも入れることが先決であり、それをぬきにした地域福祉は安上り福祉でしかない。社会保障の制度を婦人の目で再検討する必要があるということになつた。

（出席者 十三名 庄谷記）

事務局だより

おかげさまで今年度の研究会は大ぜいの方の御参加を得て、かな
りにぎやかに運営されています。今年度、どうかよろしく。お金の
方も（相当数の方のお払い込みを頂き、一息ついています！）
本年度の委員は次の各氏です。

荒井、西川、莊谷、藤井、脇田、
加藤、覓、安田、美田村、吉田
宅間、寿岳、

うち、最後の三名は事務局メンバーで、編集は美田村担当
よろしく。

七月十七・十八日、兵庫県三田市で、西日本婦人研究者ミニシンポ
ジウムが開催され、本会のメンバーも多く参加、活躍してまいりました。
した。去年大阪での全国婦人研究者シンポジウムを受けるものですが、一年のみごとな成長ぶり、大したものと感心しました。あ
るいは七月・八月にかけての各地の母親大会、ほんとうに夏の燃え
る太陽は女之心です。この号がお手許にとどきますのは、もはや秋
の足音が聞える頃ですが、夏の御活躍のあと、どうかみなさま御健
康を大切に。